

第4章 産業連関表作成経過の概要

第4章 産業連関表作成経過の概要

1 作成の基本方針

(1) 作成の目的

産業連関表は、県内におけるすべての産業の財貨・サービスの生産をめぐる産業相互間の依存関係の実態や、各産業の生産水準と最終需要との関係、各産業の費用構成などを一つの表にまとめたものであり、県経済構造の現状を明らかにするとともに、行政諸施策の立案、経済構造の変化に伴う需要動向の把握等のために必要な情報を得ることができる。

なお、本県においては、昭和59年3月に昭和55年表を初めて作成・公表し、さらに、平成元年3月に昭和60年表を、平成6年12月に平成2年表を作成・公表したが、その後の経済構造の変化に伴い、より最新な表として平成7年表を作成・公表するものである。

(2) 作成の基準

ア. 対象年次

○平成7年暦年とする。

イ. 対象範囲

○茨城県全域とし、県内のすべての経済活動を対象とする。

ウ. 表の形式

○地域内競争輸移入型とする。

(ア) 地域内表と地域間表

地域内表とは、一地域内の経済活動を対象として作成した表であり、他の地域との取引関係は輸移入として一括して取り扱うものである。

これに対し、地域間表とは、複数地域の産業連関表を同時に作成し、それぞれの地域の間関係をも表にしたものである。

本県では、産業連関表作成の目的が茨城県内の産業間取引の把握等にあること及び資料上の制約から、地域内表とする。

(イ) 競争輸移入型と非競争輸移入型

競争輸移入型とは、輸移入品と県内産品とを区別しないで一括して各需要部門に計上し、輸移入分については、列部門として輸移入部門を設け、同種の県内産品部門の行との交点に品目別輸移入額をマイナス計上する方式である。

これに対し、非競争輸移入型とは、同種の品目であっ

ても、輸移入品を県内産品と区別して需要部門に配分する方式である。

なお、このほかに、一部の主要な輸移入品については非競争輸移入方式で処理し、その他の輸移入品については競争輸移入方式で処理するなどの折衷型もある。

本県では、基礎資料の有無、投入係数の安定性等を考慮して、競争輸移入型とする。

エ. 価格評価

○実際価格による生産者価格評価表とする。

(ア) 生産者価格と購入者価格

両者は、基本的には、財貨の流通に伴って付加される流通コスト（商業マージン及び貨物運賃）の扱い方で区別される。

投入・産出額をすべて生産者価格で評価し、生産者から消費者にいたる間に付加される投入各財の流通コストは、需要部門が流通部門（商業部門及び運輸部門）から一括して投入するという扱い方をした表を生産者価格評価表という。

これに対し、各財の投入・産出額をすべて流通コストを含めた購入者価格で評価した表を購入者価格評価表という。

両者の間には、次のような関係がある。

「購入者価格」＝「生産者価格」＋「流通コスト」

「流通コスト」＝「商業マージン」＋「貨物運賃」

本県では、投入係数の安定性の点から、生産者価格評価表とする。

(イ) 実際価格と統一価格

実際価格とは、同一の財であっても、例えば、電力料金においてみられるように、需要部門が大口消費者か小口消費者か等で価格が異なる場合、それぞれの実際取引価格で評価する方法である。

これに対し、統一価格とは、同一の財については、実際の取引価格のいかんを問わず、均一の価格で評価する方法である。

本県では、経済取引の実態を表すことを考慮して、実際価格とする。

オ. 部門分類

(ア) 部門分類の設定

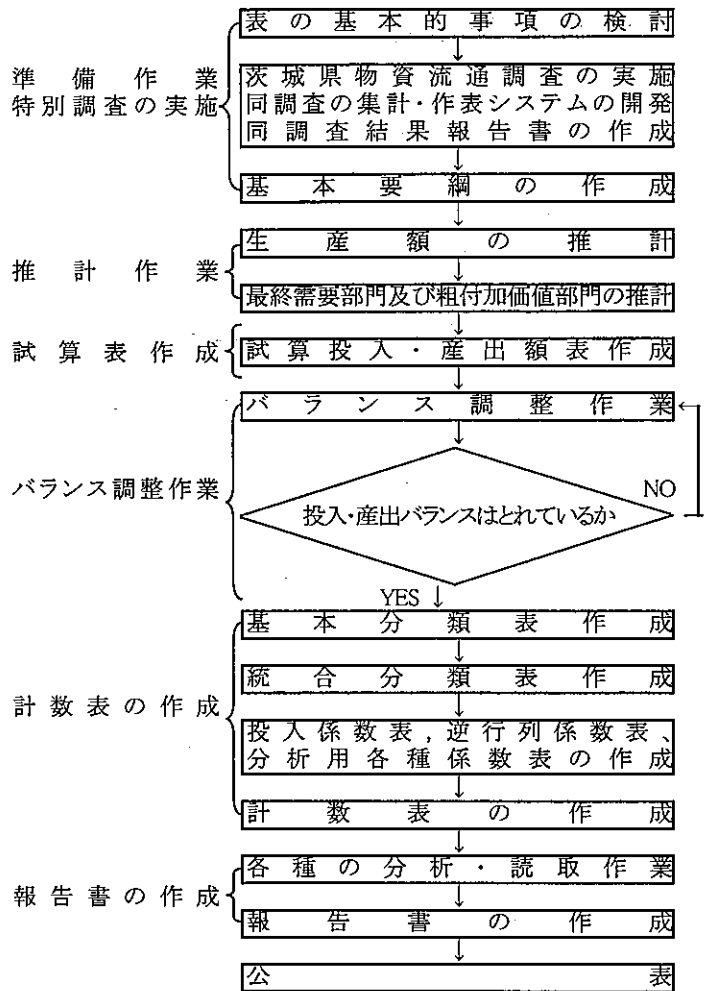
部門分類は、原則として生産活動ベース（アクティビティベース）とする。

これは、投入係数を安定的にとらえるために、「商品」を生産活動ベースと呼ばれる生産技術の単位で区分したものである。

- (イ) 部門数
- | | | | | |
|--------|-----|---|-----|----|
| 基本分類 | 186 | × | 186 | 部門 |
| 統合小分類 | 93 | × | 93 | 部門 |
| 統合一中分類 | 32 | × | 32 | 部門 |
| 統合大分類 | 13 | × | 13 | 部門 |

- (4) 平成12年度
(7) 報告書の作成

(5) 産業連関表作成作業フローチャート



カ. 逆行列係数の型

逆行列係数は、 $(I - A)^{-1}$ 型及び $[I - (I - M)A]^{-1}$ 型とする。

キ. 副産物・屑等の取扱い

主たる生産物に付随して発生する副産物及び屑については、その発生額を生産部門と発生した部門との交点にマイナス投入するストーン方式（マイナス投入方式）によって扱う。なお、副産物とは、それを主たる生産物とする他の生産活動が存在するものであり、屑とは、そのような生産活動が存在しないものである。

その他の特殊な取扱いをする部門等については、「平成7年産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）等によった。

2 作成作業の経過

平成8年度から実質的に始まった平成7年表の作成作業は、平成12年度に報告書を作成して終了した。

なお、年度別作成作業の経過は、次のとおりである。

(1) 平成8年度

- (7) 表の基本的事項の検討
- (イ) 特別調査の実施
 - 「平成7年茨城県物資流通調査」（製造業、商業、建設業の3業種）
- (ウ) 特別調査の集計、作表システムの開発

(2) 平成9年度

- (7) 物資流通調査結果報告書の作成
- (イ) 基本要綱の作成
- (ウ) 生産額の推計

(3) 平成10年度

- (7) 生産額の推計（継続）
- (イ) 最終需要部門及び粗付加価値部門の推計

(4) 平成11年度

- (7) 最終需要部門及び粗付加価値部門の推計（継続）
- (イ) 試算投入・産出額表作成及びバランス調整作業
- (ウ) 基本分類表、統合分類表、各種分析諸表の作成

3 特別調査

産業連関表作成に当たって、原材料投入構造、輸移出入等の既存の統計資料の不備を補うために、「茨城県物資流通調査」を実施した。この調査は、製造業、卸・小売業、建設業の県内に所在する事業所を対象とした標本調査で、製造品、原材料等についての県際取引と県内流通を明らかにしたものである。

産業連関表作成に際しては、「商品流通調査」（通産省）とともに、主に輸移出入推計の参考資料とした。

4 生産額の推計

県内生産額とは、県内で行われた生産活動により、作成対象期間中に生産された生産物の価格の総計で、産業連関表のタテとヨコの最後に位置し、行及び列の両面をコントロールする極めて重要な数値である。この意味で、生産額

のことを特にコントロール・トータル (Control Totals),
又は略してC・Tともいう。

推計に当たっては、全国表の行部門 (519 部門) ごとに推計するように努め、11 省庁共同編集「地域産業連関表作成基本マニュアル」、11 省庁共同編集「平成7年産業連関表作成基本要綱」、通産省「平成7年地域産業連関表作成基本要綱」等を参考にした。

具体的には、財貨については、原則として「生産数量×単価」により生産額を推計し、サービスについては、数量的に把握が困難なため、売上高をもって生産額としたが、政府サービス等については、生産に必要な経費をもって生産額とした。

(1) 農 業

(定義と範囲)

この部門は、米、麦、野菜等の耕種農業、畜産・養蚕及び獣医学、ライスセンター等の農業サービスの生産活動である。

生産額には、上記の生産活動による財貨・サービスのほか、きゅう肥等の副産物、動植物の成長肥大分及び農家の自家消費分も含まれる。

(推計方法)

農水省茨城統計情報事務所照会資料をもとにして推計した。ただし、農業サービスについては、関係課照会資料等により推計した。

(2) 林 業

(定義と範囲)

この部門は、育林、素材、特用林産物 (含狩猟業) の生産活動である。なお、林道、治山等の農業土木は、建設部門に含まれる。

(推計方法)

育林については、「林業生産統計年報」(農水省)及び関係課照会資料により推計した。

素材については、「木材需給報告書」(同)より得られた数量に全国表単価を乗じて推計した。

特用林産物 (含狩猟業) については、「林業生産統計年報」及び関係課業務資料により推計した。

(3) 漁 業

(定義と範囲)

この部門は、沿岸漁業、沖合・遠洋漁業及び海面養殖業からなる海面漁業と河川、湖沼等の内水面漁業・養殖業の生産活動である。

(推計方法)

「漁業・養殖業生産統計年報」(農水省)、「茨城県漁業の動向」(農水省茨城統計情報事務所)、「茨城の水産」等により属人主義で推計した。

(4) 鉱 業

(定義と範囲)

この部門は、鉄鉱石、非鉄金属鉱物、窯業原料鉱物、砂利・碎石、その他の非金属鉱物、石炭・亜炭、原油、天然ガスの生産活動である。

(推計方法)

本県において、平成7年中に生産活動がなされたのは、非鉄金属鉱物、窯業原料鉱物、砂利・碎石、その他の非金属鉱物であり、通産省照会資料、関係課業務資料等により推計した。

(5) 製造業

(定義と範囲)

この部門は、食料品からその他の製造工業製品までの製造品生産活動である。

銑鉄、粗鋼など自家生産・自家消費される分についても原則として生産額に計上し、パン、菓子、豆腐、家具等の製造小売分については製造活動部分が生産額に算入される。

(推計方法)

「工業統計組替集計結果」(通産省)をもとにして、次の式により推計した。

$C T = \text{製造品出荷額} + \text{製品在庫純増} + \text{半製品・仕掛品在庫純増}$

ただし、鉄鋼、パルプ・紙、化学製品など自家生産・自家消費分が多いと思われる部門については、一部「生産動態統計」(同)を使用し、織物、衣服については、製造業以外からの委託生産分の漏れが多いため、加工賃収入をふくらませて推計した。また、製造小売分については、「商業統計表」(同)により推計した。

(6) 建 設

(定義と範囲)

この部門は、国、地方公共団体及び民間が県内で行った土木・建築活動であり、建築、建設補修、土木からなる。なお、これら建設工事に係る用地費等は生産額に含めない。

(推計方法)

「建築統計年報」(建設省)、「建設総合統計年度報」(同)、「県決算状況調査表」、「市町村財政実態資料」等により推計した。

(7) 電気・ガス・水道

(定義と範囲)

この部門は、電力、都市ガス、熱供給業、水道、廃棄物処理の生産活動である。

電力は、県内における火力、原子力等による販売用の発電・送配電と自家発電からなり、水道は、上水道、下水道、工業用水からなる。

(推計方法)

電力については、事業所照会資料等により推計した。都市ガスについては、県内各ガス会社事業報告書等により推計した。

熱供給業については、売上高の対全国比により全国CTを按分して推計した。

水道については、「県決算状況調査表」、「市町村公営企業財政実態資料」等により推計した。

廃棄物処理については、「県決算状況調査表」、「市町村財政実態資料」等により推計した。

(8) 商業

(定義と範囲)

この部門は、商品を仕入れて販売する卸売・小売の生産活動である。

本部門の生産額概念は、他の部門と異なり、商業マージン額(商品販売額-商品仕入額)を生産額とする。

(推計方法)

「商業統計表」(通産省)の年間販売額をもとに、「商業動態統計年報」(同)により平成7年暦年に補正し、本支店間移動額を控除した後に、「商業実態調査」(同)の粗マージン率を乗じてマージン額を求め、仲立手数料、食管特別会計管理費等を加えて推計した。

(9) 金融・保険

(定義と範囲)

この部門は、金融と保険の生産活動である。

金融の生産額は、帰属利子と手数料収入を加えたものである。なお、帰属利子とは、貸付金に対する受取利子から預貯金に対する支払利子を差し引いたものである。

保険は、生命保険と損害保険とに分けられ、その生産額は、「(受取保険料+資産運用益)-(支払保険金+準備金純増)」の式で計算される帰属保険サービスで評価される。

(推計方法)

各金融機関、保険会社の損益計算書等により推計した。

(10) 不動産

(定義と範囲)

この部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動である。

住宅賃貸料の生産額は、賃貸収入と帰属家賃を加えたものである。なお、帰属家賃とは、持家住宅及び給与住宅を市中の粗賃貸料で評価したものである。

(推計方法)

不動産仲介及び賃貸については、「関東信越国税局統計書」(大蔵省)等により推計した。

住宅賃貸料については、「県民経済計算年報」(経企庁)より得られた家賃の対全国比により全国CTを按分して推計した。

(11) 運輸

(定義と範囲)

この部門は、陸・海・空において旅客及び貨物を輸送する活動であり、それに付帯するサービス、自家輸送、倉庫

業の活動も含める。

(推計方法)

「鉄道統計年報」(運輸省)、「陸運統計要覧」(同)、「港湾統計」(同)等により推計した。

(12) 通信・放送

(定義と範囲)

この部門は、通信と放送の生産活動である。

通信は、郵便、国内・国際電気通信及びその他の通信サービスの活動であり、放送は、公共放送、民間放送及び有線放送の活動である。

(推計方法)

通信については、関東郵政局等の照会資料により推計した。

放送については、事業所照会資料等により推計した。

(13) 公務

(定義と範囲)

中央政府、地方政府等の政府関係機関の生産活動を、一般に政府サービス生産者として分類しているが、そのうち、教育、医療等「非公務」に格付けされる部門を除いたものである。

生産額は、人件費、維持補修費等の経常的経費をもって当てる。

(推計方法)

「財政収支調査」、「県決算状況調査表」、「市町村財政実態資料」等により、中央・地方政府の「中間投入+雇用者所得+固定資本減耗+間接税」を推計して生産額とした。

(14) サービス

(定義と範囲)

この部門は、日本標準産業分類の大分類L「サービス業」の活動範囲を基本とし、「飲食店」を加え、「放送」「廃棄物処理」等を除いた活動であり、教育・研究、医療・保健・社会保障、その他の公共サービス、対事業所サービス、対個人サービスからなる。

生産額は、原則として売上高をもって当てる

(推計方法)

教育・研究については、「財政収支調査」、「学校基本調査報告書」(文部省)、「科学技術研究調査報告」(総務庁)等により推計した。

医療・保健・社会保障については、「県決算状況調査表」、「市町村財政実態資料」等により推計した。

その他の公共サービスについては、「事業所統計調査報告」(総務庁)により全国CTを按分して推計した。

対事業所サービスについては、「サービス業基本統計組替集計結果報告書」(総務庁)、「特定サービス産業実態調査」(通産省)等により推計した。

対個人サービスについては、「サービス業基本統計組替集計結果報告書」、「県決算状況調査表」、「事業所統計調査

報告」,「茨城の商業」等により推計した。

(15) 事務用品

(定義と範囲)

この部門は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とし、日本標準商品分類の中分類93「文具・紙製品、事務用具及び写真製品」が含まれる。

(推計方法)

各産業の投入額の合計値を生産額とした。

(16) 分類不明

(定義と範囲)

この部門は、他のいずれの部門にも属さない財貨・サービスの生産活動である。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(推計方法)

次の式により推計した。

$$CT = \text{全国} CT \times \frac{\text{分類不明を除く県} CT \text{総額}}{\text{分類不明を除く全国} CT \text{総額}}$$

5 最終需要部門の推計

(1) 家計外消費支出(列)

(定義と範囲)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とする。

最終需要欄では、全産業での消費額が財別に計上され、粗付加価値欄では、その支出額が産業別に計上される。

(推計方法)

各産業の粗付加価値部門の家計外消費支出(行)の合計値をそのまま最終需要部門の家計外消費支出(列)の総額(CT)とし、これを全国表の消費パターンを用いて部門ごとに配分した。

(2) 家計消費支出

(定義と範囲)

家計の財貨及びサービスに対する消費支出額から同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純額を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財貨の購入額のすべてを消費支出として計上する。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合に

は、中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に、家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

家計における住宅に係る補修や維持費は、すべて住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。

(推計方法)

「県民経済計算年報」(経企庁)の家計消費支出の対全国比により全国CTを按分して県CTを求め、これを全国表の家計消費パターンを用いて部門ごとに配分し、調整作業で修正を加えた。

(3) 対家計民間非営利団体消費支出

(定義と範囲)

対家計民間非営利サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、社会保険事業団経営の病院の医療収入、私立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

(推計方法)

「県民経済計算年報」の対家計民間非営利団体最終消費支出の対全国比により全国CTを按分して県CTを求め、これを全国表の消費パターンを用いて部門ごとに配分した。

(4) 一般政府消費支出

(定義と範囲)

中央・地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、国公立病院の医療収入、国公立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、中央・地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央・地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

(推計方法)

各部門ごとに、「政府サービス生産者の生産額一政府サービス生産者のサービス販売額」の式により推計した。

(5) 県内総固定資本形成

(定義と範囲)

政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び産業並びに家計による県内における土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり(家計については、土地及び建物・構築物のみ)、資産の取得に要した資産の本体費用、掘付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用を含め、

特許権、のれん代等の無形固定資産は含まない。土地は、購入費全額を計上するのではなく、土地の仲介手数料、土地の造成・改良費のみを計上する。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が20万円以上のものとする。

資産の耐用年数を延長する場合、偶発損に対する大修理、大補修は、原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品について、船舶と重電機の場合は、在庫に計上し、建設物の場合は、工事進捗量をもって生産額とし、そのすべてを資本形成とする。

家畜のうち役畜用（牛馬の成畜のみ。）その他資本用役を提供する家畜については、成長増加分（固定資産振替額）を資本形成とする。また、果樹等についても同様に、成長分を資本形成とする。

（推計方法）

公的と民間別に県民経済計算及び全国CTをベースにして県CTを求め、農業、建築、土木、対事業所サービスに関する資本形成を対応する部門に計上したのち、残りを全国表の投資パターンを用いて部門ごとに配分した。

（6）在庫純増

（定義と範囲）

在庫純増は、財貨を生産する産業が保有する生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、商業部門が保有する流通在庫、産業、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が保有する原材料在庫の物量的増減を、年間平均の市中価格で評価したものである。

なお、家計、一般政府消費支出部門の在庫は、購入をすべて消費として扱っているため、ここには計上されない。

（推計方法）

各在庫ごとに推計を行った。

生産者製品在庫純増及び半製品・仕掛品在庫純増については、「工業統計組替集計結果」（通産省）等により推計した。

流通在庫純増については、「商業統計表」（同）の期末商品手持額に特別調査の物資流通在庫増減率を乗じて推計した。

原材料在庫純増については、全国表の部門別原材料在庫純増額をそれぞれ対中間需要計比を求め、その比率に県の部門別中間需要計を乗じ、その合計に対する構成比を求め、その構成比に「工業統計組替集計結果」により推計した県原材料在庫純増CTを乗じて部門ごとに推計した。

（7）輸移出

（定義と範囲）

県内で生産された財貨及び非要素サービスの国外に対する輸出及び他都道府県に対する移出からなる。財の単なる通過は考慮しない。

（推計方法）

輸出と移出に分けて推計することは、資料の制約等によ

り困難であるので、輸移出としてまとめ、「商品流通調査」（通産省）、「物資流通調査」、県民経済計算推計値、関係課照会資料等により推計した。

（8）（控除）輸移入

（定義と範囲）

財貨及び非要素サービスの国外からの輸入及び他都道府県からの移入からなり、関税及び輸入品商品税を含む。

輸移入された財貨及び非要素サービスは県内で消費されるか、又は流通在庫、原材料在庫となる。輸移出と同様、財の単なる通過は考慮しない。

（推計方法）

輸移出と同様に推計を行ったが、輸移入は輸移出よりも推計上さらに困難を伴うので、部門によっては、中間需要、県内最終需要及び輸移出を固定しておき、需要合計と生産額の差を輸移入とした。

6 粗付加価値部門の推計

（1）家計外消費支出（行）

概念定義、推計方法等については、最終需要部門の家計外消費支出と同じである。

（2）雇用者所得

（定義と範囲）

雇用者所得とは、県内の民間、政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。雇用者所得も県内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず、県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得を範囲とし、自営業主の所得は、営業余剰に含める。

雇用者所得は、賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当（退職年金及び退職一時金、現物給与等）により構成されるが、県表では「雇用者所得」に統合した。

（推計方法）

産業別の県民経済計算推計値等をもとにして推計した。

（3）営業余剰

（定義と範囲）

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とし、調整项目的役割が強い。

営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは、各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるた

めである。

個人業主や無給の家族従業者などの所得は、雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は、生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は発生しない。営業余剰は、産業にのみ発生する。

（推計方法）

営業余剰については、他の部門に比べて資料が限られているため、雇用者所得など、他の粗付加価値部門の数値を先に推計し、粗付加価値合計からそれらを差し引くことによって推計した。

（4）資本減耗引当

（定義と範囲）

固定資本の価値は生産過程において消費されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故等による不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。一般道路その他の公共施設の減価償却は行わない。

（推計方法）

製造業については、「工業統計組替集計結果」（通産省）をもとにして推計し、その他の部門については、産業別の県民経済計算推計値等をもとにして推計した。

（5）間接税（除関税）

（定義と範囲）

間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として県表では「輸移入」に計上した。

国税では、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では、事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では各種手数料等が、間接税に相当する。

なお、平成元年4月1日から導入された消費税については、「営業余剰」に含まれている。ただし、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の列部門の消費税は、本部門に含まれている。

（推計方法）

産業別の県民経済計算推計値等をもとにして推計した。

（6）（控除）経常補助金

（定義と範囲）

経常補助金は、産業振興を図る、製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。県民経済計算の補助金と同じ範囲とする。

なお、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

（推計方法）

産業別の県民経済計算推計値等をもとにして推計した。

7 投入額、産出額の推計 及びバランス調整作業

全国表列部門別の県CTに、全国表の投入係数を乗じて、内政部門及び外生部門の一次係数を求めたのち、列方向及び行方向の両面にわたって物資流通調査等により、計数のチェックを繰り返し、徐々に列方向の和（生産額）と行方向の和（需要合計－輸移入）とが一致するように調整作業を行った。その際、列方向は、主に営業余剰を、行方向は、主に輸移入を調整項目とした。

なお、最終的には、各部門のGTと行和の差が1%未満になった段階で、電子計算機を用いて収束計算を行った。

8 部門別従業者数の推計方法

部門別従業者数は、「平成7年（1995年）産業連関表 部門別作成作業報告書 第7巻 各省庁担当部門編（その3）」（総務庁統計局統計基準部）の推計方法を参考に、93部門を基本分類として推計した。

01 耕種農業 02 畜産・養蚕

ア 個人業主、家族従業者

「国勢調査報告」の個人業主、家族従業者に、「就業構造基本調査報告」より求めた副業者を加算して推計した。

イ 農家の雇用する日雇雇用者

「農家経済調査」からとらえた農家一戸当たりが雇用者を1年間に雇う日数に「農業センサス」の農家戸数を乗じ、それを標準年間労働日数で除して求めた。

ウ 会社等民営事業所の雇用者

平成3年・平成8年「事業所企業統計調査」の数値から平成7年を推計し、それに「就業構造基本調査」の副業者を加算し推計した。

03 農業サービス

「事業所企業統計調査」の数値を補間推計し、それに「平成7年総合農協統計表」の営農指導員を常時雇用者に加算し推計した。

04 林業 05 漁業

「国雇用表」の数値に、7年「国勢調査」の林業の計数(1%抽出結果)の全国に占める県の構成比を乗じ、さらにそれを各部門の県CT構成比で按分した。

06~09 鉱業

個人業主、家族従業者は、「国勢調査」の数値を採用し、雇用者は「事業所企業統計調査」により推計した。

10~56 製造業

ア 個人業主、家族従業者

個人業主、家族従業者は、「国雇用表」の数値に「事業所企業統計調査」の全国に占める各部門の構成比を乗じて推計した。

イ 雇用者

「鉱業統計調査の組替集計表」から常用労働者の数値を採用した。有給役員、臨時・日雇は、「事業所企業統計調査」の常用雇用者に対する比率を作成し、先の常用労働者に乗じて推計した。

ウ 別途加算分

製造小売業(10食料品、15衣服・その他の繊維製品、17家具・装備品)

製造小売については、「商業統計」から従業者を求め、「事業所企業統計調査」の小分類で常用雇用者率を計算し、その率を乗じて常用雇用者を推計した。

有給役員、臨時・日雇は、「事業所企業統計調査」の常用雇用者に対する比率を乗じて推計した。

57~59 建設業

ア 民間企業

「国勢調査」の数値を、「事業所企業統計調査」の従業上の地位別構成比で分割した。

イ 民間企業の副業者

「就業構造基本調査」により個人業主、家族従業者、雇用者を求めた。雇用者は「事業所企業統計調査」の比率により常用雇用者、臨時・日雇に分割した。

ウ 地方政府

普通会計のうち失業対策事業費、災害復旧事業費及び普通建設事業費の支弁職員給与費を推計し、その数値を地方公務員平均給与額で除して常用雇用者を推計した。地方公務員平均給与は、普通会計から職員給与を求めて、それを「地方公務員給与の実態」(自治省)の予算項目別途人員で除して推計した。

エ 地方公営企業

「地方財政統計年報」により地方公営企業の建設改良費

に含まれる職員給与費を国で推計した1人当たりの雇用者所得で除して推計した。

オ 政府関係機関及び特殊法人

全国の推計値を「建設総合統計年度報」(建設省)から総工事評価額の全国に占める本県比率を乗じて推計した。

カ 畳小売業

「商業統計」の畳小売業の従業者に「事業所企業統計調査」の小分類「家具・建具・畳小売業」による従業者に対する常用雇用者の比率を乗じて常用雇用者を推計した。

有給役員、臨時・日雇は、「事業所企業統計調査」の中分類で常用雇用者に対する比率を計算し、常用雇用者に乗じて推計した。

個人業主、家族従業者は、「商業統計」の従業者から有給役員、常用雇用者、臨時・日雇の推計値を除き、「事業所企業統計調査」で分割した。

60 電力 61 ガス・熱供給

62 水道 63 廃棄物処理

「事業所企業統計調査」の数値を補間計算した。ただし建設アクティビティの組替分は控除した。

64 商業

ア 卸売

「事業所企業統計調査」の数値を補間推計した。

イ 小売

「事業所企業統計調査」の数値を補間推計し、建設アクティビティの組替分と製造小売業の製造業組替分を控除した。

ウ 農業協同組合(購買・販売事業)

「総合農協統計表」の購買事業、販売事業従業者の数値を常用雇用者に加算した。

65 金融・保険

「事業所企業統計調査」を補間推計した数値に郵便局の職員のうち貯金、保険部門に係る人数を加算した。また、保険については、協同組合の損害保険(共済)からの組替分も加算した。

66 不動産仲介及び賃貸 67 住宅賃貸料

「事業所企業統計調査」の数値を補間推計した。

68~75 運輸(70 自家用自動車輸送を除く)

「事業所企業統計調査」の数値を補間推計した。ただし次の部門については、産業連関表の概念で加減算の調整をして推計した。

鉄道は、修理、建設等に従事する従業者比率を先の推計値に乗じて建設、製造業等のアクティビティ分の振替として除いた。

倉庫は、「総合農協統計表」の倉庫事業の職員比率で有給役員、常用雇用者を推計し、また漁業協同組合、森林組合

も「水産業協同組合要覧」「林業協同組合要覧」により同様に推計し加算した。臨時・日雇は、先に推計した常用雇業者に「事業所企業統計調査」中分類（協同組合）の常用雇業者に対する比率を乗じて推計し加算した。

運輸付帯サービスは、「事業所企業統計調査」小分類452（港湾運送）、同453（貨物運送取扱）を補間推計して除き、中分類（駐車場業）を補間推計して加算した。

76 通信 77 放送

「事業所企業統計調査」の数値を補間推計した。ただし、「事業所企業統計調査」の郵便業には貯金、保険等の部門が含まれるため、郵便事業特別会計における事業別予算定員の郵便事業以外の比率を乗じた数値を除いた。

78 公務

公務（中央）は、全国表の推計値に「事業所企業統計調査」の中分類（国家公務）に占める本県の割合を乗じて推計した。

公務（地方）は、「地方公務員の給与の実態」（平成7年4月1日現在）の地方公共団体の普通会計職員数（臨時職員も算入）から学校教育関係、民生関係、衛生関係職員を除き、さらに建設アクティビティに格付けされた職員を除いた数値を常用雇業者とした。特別職の職員数は、「地方公務員給与の実態」の数値を採用し常用雇業者に加算した。臨時・日雇は「事業所企業統計調査」中分類（公務）の常用雇業者に対する比率を先に推計した公務（地方）の常用雇業者に乗じて推計した。

80 研究

全国雇用表の数値に「事業所企業統計調査」中分類（学術研究機関）の全国に占める本県の割合を乗じて推計した。

79 教育

8-1 医療・保健

82 社会保障

83 その他の公共サービス

84 広告・調査・情報サービス

85 物品賃貸サービス

86 自動車・機械修理

87 その他の対事業所サービス

88 娯楽サービス

89 飲食店

90 旅館・その他の宿泊所

91 その他の対個人サービス

個人業主、家族従業者は、「国勢調査」の数値を採用し、雇業者は「事業所企業統計調査」により推計した。

ただし、その他の公共サービスには、農林漁業協同組合の信用、共済事業が含まれているため、「総合農協統計表」等の協同組合関係資料より推計した金融部門の従業者数を除いた。

70 自家用自動車輸送

92 事務用品

この部門は、独立したアクティビティとはみられないが、作成上便宜的に仮設されたものである。したがって従業者は推計しない。

